

消費者庁電気料金アドバイザー会合（第1回）

日 時：令和5年5月2日（火）16:00～18:21

場 所：中央合同庁舎第4号館 12階 共用1214特別会議室

出席者：

消費者庁電気料金アドバイザー（五十音順）

石橋 哲 東京理科大学大学院経営学研究科技術経営専攻教授
宇田 左近 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ取締役副会長
大島 堅一 龍谷大学政策学部政策学科教授（※オンライン出席）
大林 ミカ 公益財団法人自然エネルギー財団事業局長
後藤 治 A. T. カーニー株式会社シニアパートナー
仲田 裕一 元 品川リフラクトリーズ株式会社代表取締役副社長

経済産業省 資源エネルギー庁

吉瀬 周作 電力・ガス事業部 電力産業・市場室長

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局

新川 達也 事務局長
池田 卓郎 取引監視課長
東 哲也 取引制度企画室長
安原 清英 取引監視課課長補佐

消費者庁

片岡 進 政策立案総括審議官
檜橋 康英 参事官(公益通報・協働担当)

○消費者庁（檜橋参事官） それでは、定刻となりましたので、ただいまから「消費者庁電気料金アドバイザー会合」を開催させていただきます。

まず、本日の会合の趣旨の説明をしたいと思います。

電気料金のうち経過措置として残っております規制料金の値上げ申請について、4月27日付で所管省庁である経済産業省から消費者庁のほうに協議が行われたものでございます。

今般、協議に先立ちまして、消費者庁からは経済産業省に対し「消費者の視点からの疑問点・意見」を示し、これは後ほど御説明しますが、相次いで発覚した電力会社の不正事案が料金に与える影響の検証でありますとか、そもそものコスト効率化の徹底などについて検討を求めてきたところでございます。

今回の正式な協議に当たりまして、これらの疑問点などに対する経済産業省の考え方や根拠について説明を受ける場として設定をいたしまして、経済産業省にお越しいただいたところでございます。

消費者庁では、電気の規制料金の値上げ申請につきまして、消費者の視点から検討するために、有識者の方々にアドバイザーとして協力をいただいております。本日は、この消費者庁電気料金アドバイザーの会合を開催し、経済産業省からの説明について質疑応答あるいは意見交換をし、理解を深めるとともに、これを踏まえてアドバイザーからの助言をいただきながら消費者庁として協議に適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、本日の出席者を御紹介したいと思います。

議事次第に載せているとおりでございますけれども、まず、消費者庁電気料金アドバイザーとして消費者庁から8名の委嘱をさせていただいておりますけれども、そのうち6名の方に今日御出席をいただいております。五十音順に御紹介申し上げます。

石橋アドバイザー、宇田アドバイザー、大島アドバイザー、大林アドバイザー、後藤アドバイザー、仲田アドバイザー、以上6名でございます。

それから、経済産業省に説明のためお越しいただいております。まず、資源エネルギー庁の吉瀬電力・ガス事業部電力産業・市場室長、同じく、経済産業省の電力・ガス取引監視等委員会事務局から新川事務局長、池田取引監視課長、東取引制度企画室長、安原取引監視課課長補佐でございます。

消費者庁のほうからは、片岡政策立案総括審議官と、私、参事官の檜橋が出席させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

資料につきましては、消費者庁のほうから1点と経済産業省のほうから複数点、御用意をいただいております。資料1から5までで、経済産業省の資料が資料2から5になります。

併せて参考資料として、参考資料1から4まで用意させていただいているところでございます。

資料番号が経済産業省さんのももとの資料番号にちょっと負けておりますけれども、それぞれ通しで資料番号を書かせていただいておりますので、御活用の際にはその資料番号を言及した上で御発言をいただければと思っております。

それから、御発言の際にはマイクをオンにさせていただいて御発言をいただきますようお願いいたします。発言後、オフにいただければと思います。

本日は、生配信をしておりますので、その点御認識いただければと思います。

それでは、早速議事のほうに移りたいと思います。

まず、消費者庁からの資料について御説明をさせていただきたいと思っております。資料1は5ページの資料で、「消費者の視点からの疑問点・意見」ということで配付しております。

こちらの資料は、今年の1月27日、2月15日、3月15日、それぞれ順次追加をいたしながら経済産業省のほうに提示をさせていただいたものでございます。

まず、公共料金の改定に当たりまして、消費者の理解と納得を十分に得られるように

分かりやすく説明することが必要でございます。このため、消費者の視点からの疑問点・意見ということで提示をさせていただいておりますので、疑問点の解消に向けて対応いただきたいということで経済産業省のほうに申入れをさせていただいたところでございます。

消費者の関心は、突き詰めれば請求される電気料金がどうなるかということでございます。定性的な説明ももちろん大事でございますけれども、定量的な効果を示すことが必要ではないかということで、以下、疑問点・意見について紹介をさせていただきます。

まず、総論として大きく4点申し上げております。

1点目でございます。電力会社の不正事案ということでございまして、今般、値上げの申請が出された以降、様々な不正事案が発覚、あるいは関係省庁のほうでの対応が公表されてきたところでございます。カルテルの疑い、あるいは顧客情報の不正閲覧という、電力会社にとって企業倫理上、消費者の信頼を損なう事案が続いていることに対して、これらの事案が料金にどのような影響を与えるのか、その影響について検証すべきであるというのが1点目でございます。

この際、電気事業法のほうで、料金の認可に当たりまして料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることというのが認可の条件の一つとなっているところでございます。今回の不正事案については、まさにこの能率的な経営がなされていたかどうかという根幹の部分にも関わることであろうかと考えているところでございます。消費者に対して分かりやすく説明をいただく必要があるということで、消費者の視点からの疑問点・意見ということで、1番目に挙げさせていただきました。

2つ目でございます。需要／供給のそれぞれの電力量の見込みということでございますが、料金設定の根幹となるところでございます。需要電力量をどう想定するのか。その需要電力に当たっては、節電の見込みであるとか電源構成の変更などの反映を含めて、合理的なものとなっているのかどうか。審査に当たっての判断基準も併せて示してもらいたいということでお示しをしております。

それから、大きく3点目、直近の実績の評価とコストの効率化というところでございます。こちらのほうは、まず我々は発射台というような言い方もしておりますけれども、これまでのコスト効率化が果たして適切であったかどうかという評価が必要ではないか、それを土台といたしまして、今後どのようなコスト効率化の取組を図っていくべきか、それをどう評価するか、というのが深掘りをされていくべきではないかというものでございます。

各社の公の場での説明などを聞いておりますと、最大限の効率化を見込みましたというような発言がよく聞かれるところではありますが、何をもって最大限とするのか、その効率化について経済産業省においてどのような検証をしているのかというところが論点になろうかと思っております。

また、その項目の2つ目のポツでございます。それぞれ費用項目に対して経年変化を確認するという事で、外的要因による変化とその外的要因を緩和するための対策について、それぞれ企業努力としても行われるのではないかとということで論点出しをさせていただきます。

4点目、申請原価を下回った場合の料金値下げについてでございます。料金の改定後ということになりますけれども、原価が申請値を下回った場合に、適切かつ確実に料金が値下げされることを担保していく必要があるのではないかとということで論点出しをさせていただきます。

各論のほうに移らせていただきます。まず、燃料費・購入電力料のところでございます。申請原価に見込まれている燃料費、購入電力料のコストの最適化が具体的にどのように図られているのか。これも、審査に当たっての判断基準も併せて示していただきたいというものでございます。

それから、3ページの2つ目のポツでございますが、燃料費の価格動向については申請時点から下落傾向にあるものもでございます。それについて、申請時点からの時点補正を行うべきではないかとということで、これは既に取り組まれたところでございます。

それから、直近の実績における単価引下げの取組をどのように評価をしているのかということで、各社の申請内容を見ますと、例えばAI技術を活用したボイラー制御であるとか、様々な取組がございます。これらについて効果的であると評価するのであれば、他の電力会社へも横展開をすべきではないかというような論点出しをさせていただきます。

それから、発電について、発電所の選択、あるいは利用率の想定について、メリットオーダーによる最適化を図ったものという説明がなされているところでございますが、徹底されているか評価する必要があるということで、資料を単純に見ますと、単価が比較的高いにもかかわらず利用率が高いところはないのかどうか、単価が低い発電機の利用率をもっと上げられないのかどうか、著しく利用率が低い発電機は停止することで管理コストが削減できるのではないかとというような疑問点を出させていただきます。

今度は、電力の購入というところでございます。電力会社については発電の部門、発電した電気を送る送配電、それから、実際に消費者の皆様と契約をして電力を売るという小売の部門があります。発電の部門での効率化、小売の部門での効率化、それぞれ図っていくべきかということでございますが、小売の部分からすると、どの発電からの電力を買ってくるかということについての最適化も非常に重要な項目であるということで、自社発電、あるいは他社発電を含めて、どこからどう購入するかをどう決めているのかというところの説明が必要であろうというような疑問点を出させていただきました。

次の項目、発電設備についてでございます。これは供給計画、運転計画との整合性が

確認されているかというところ、特に再稼働を見込んでない原子力発電所への投資は適切な範囲のものであるかというような論点を出させていただいております。

それから、適切な投資コスト・管理コストとなっているのかということで、ここも重要な検証の論点であろうと思います。

最後、5ページに参りまして、調達に当たって実質的な競争が図られているかということが非常に重要な観点であろうと思います。コスト効率化にどのような工夫がなされているのかということで、単に競争入札率に着目するのみならず、実質的に競争が働いたかどうかということを検証する必要があるのではないかとということでございます。

調達といっても、ひとえに発電所を建てるところから、その維持管理、点検、修繕など、様々なことが挙げられると思います。

それから、減価償却費の計上については、その対象が適切なもの、合理的なものとなっているのかということでございます。

それから、人件費についてですが、政府が進める成長と分配の好循環の実現のためには、人への投資という観点で、賃上げをどう見込むかも重要な視点であるということで論点出しをさせていただいております。

また、料金設定に当たりましては、今回が燃料費の高騰を理由とするのであれば、使用電力量に比例する電力量料金、これは基本料金と電力量料金ということに分けられますけれども、使用量に比例して支払う電力量料金への振り分けが適切と考えられるが、どうかということでございます。

以上、資料1について説明をさせていただきました。

これらの疑問点・意見につきまして経済産業省の回答ということでこれから説明をいただきますけれども、その部分を中心に御説明をいただければと思います。特に1点目の電力会社の不正事案についての説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、このまま経済産業省さんにマイクをお渡ししたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官） 論点がたくさんあるので、取りあえず不適切事案への対応というところ、検証のところを中心にまず御説明いただいて、その後はもし時間があれば論点を順次御説明いただくという感じでよろしいですかね。

○経済産業省（新川事務局長） ありがとうございます。

電力・ガス取引監視等委員会の事務局長をしております新川でございます。よろしくお願ひいたします。

大手電力7社の規制料金の改定申請につきましては、4月21日に電力・ガス取引監視等委員会で査定方針案の取りまとめを行ったところでございます。これを受けて、経済産業省から消費者庁への協議が行われたと承知をしております。

今回、消費者庁の皆様、またアドバイザーの皆様、査定方針案協議につきまして御説明をする機会を設けていただき、感謝を申し上げる次第でございます。

本日は、席上に、査定方針案、消費者庁からの御意見に関する御回答、各事業者における調達状況の調査結果などをお配りさせていただいております。

監視等委員会では、有識者会議であります料金制度専門会合において合計16回審議を行ったところでございますが、消費者庁からも毎回御参加いただいたことに改めて感謝を申し上げます。

また、消費者庁の皆様からの御意見を踏まえて、同会合において不適切事案が規制料金に与えた影響の検証や、事業者の調達状況の調査なども実施をさせていただきました。

今般協議をさせていただいております査定方針案は、消費者庁からのこれまでの御意見を踏まえて取りまとめたものであると認識をしております。

本日は、査定方針案をはじめとする当委員会としての検討結果につきまして、まず取引監視課長から御説明させていただきます。

○経済産業省（池田取引監視課長） まず初めに、前提として査定方針の概況から御説明させていただきます。

資料2、インターネットから参加されている方は資料2-1だと思いますけれども、審議の状況につきましては23スライド目以降で御説明させていただいております、23ページの委員から成る料金制度専門会合と、24ページの審査チームの二段構えで御審議いただきました。

その審議の経過は25ページから27ページのとおりでございます、料金制度専門会合は各回おおむね3時間程度の会合をほぼ週1回ペースで16回、さらに審査チームによるインナー会合が28ページから30ページのとおり33回、要は5か月間の間に約50回の検討会議を開催いたしまして、日程ありきではなく、厳格かつ丁寧な審査を行うという政府方針にのっとった審査を行ってまいりました。

査定方針案は約900ページの分量となっておりますが、これはこうした議論の積み重ねの集大成としてのこのページ数ということでございまして、消費者庁には毎回オブザーバー参加をいただきまして、この査定方針案も消費者庁からいただいた御意見も踏まえつつ取りまとめさせていただいたものでございます。

32ページ以降が査定方針の概要でございます。需要想定・供給力のところが32ページですけれども、消費者庁から、節電見込みや電源構成の変動等の反映を含め合理的なものになっているかとの指摘を頂戴いたしまして、合理的でない手法や根拠に基づいた算定は確認されません、節電効果の取組や単価の安い電源を優先して運転することを原則としつつ、最適化していることを確認してございます。

経営効率化につきましては、後ほど詳細を御説明いたしますが、これも消費者庁の御指摘を踏まえて、監視等委員会としても最も厳しく審査を行ってございます。

次の33スライド目の燃料費、次のページの購入・販売電力料についてですが、これも消費者庁の御指摘も踏まえて、燃料価格の変動を踏まえて、燃料費や卸電力市場価格の再算定を行ったほか、トップランナー査定、あるいは中長期契約の追加調達オプション

の最大限行使、あるいは相対購入価格への効率化係数の適用などの査定を行っているところでございます。

人件費につきましては35スライド目でございますが、審査要領上、賃上げ分の算入は認められなかったものの、本年3月に厚生労働省が公表した最新の調査に基づき再算定を行い、その結果、賃金単価が上昇する結果となったとしても、人件費の全体が申請額を上回らない範囲で認めることとしております。

以上のような形で、適宜いただいた御意見を踏まえつつまとめさせていただいたのがこの査定方針案になります。

続きまして、消費者庁からいただきました意見のうちの1番目の電力会社の不正事案の対応というところでございます。

これにつきましては、資料3を御覧ください。これは、料金制度専門会合等で御審議いただいた消費者庁及び消費者委員会からの御意見のうち、消費者庁意見部分を抜粋させていただいたものでございます。

43スライド目を御覧いただきたいと思っております。

カルテル事案や不正閲覧問題については、小売電気事業者間の公正な競争や一般送配電事業者の中立性・信頼性に疑念を抱かせるものでございまして、極めて遺憾であるとともに、経済産業省としても厳正に対処していくということでございます。

その上で、消費者庁からの御指摘を踏まえまして、これらの不適切事案については規制料金に影響を与える可能性のあるシナリオを検討いたしました。

具体的には、カルテル事案によりまして中国電力の特別高圧・高圧の電力価格が高止まり、その結果としてコストが高止まる可能性が考えられる。また、不正閲覧を通じまして、新電力の顧客を獲得し、新電力を市場から退出させることで市場の競争圧力が低下し、高コスト体質につながる可能性も考えられるということで、これらのシナリオにつきまして、この後御参照いただく予定の参考資料に記載したデータを用いて検証を行った限りでは、不適切事案が規制料金に直接的な影響を与えているという明確な因果関係は確認されなかったところでございますが、不適切事案を通じて高コスト構造となり、間接的に規制料金に影響を与えているのではないかといった疑念が払拭し切れないという可能性も考慮しまして、効率化の取組など、厳正に審査を行う必要があると考えてございます。

このため、高コスト体質が規制料金に影響を与えないよう、コストの低い上位の事業者をベンチマークとして各事業者に対して効率化の深掘りを求めるとともに、上位の事業者も含めて、過去の実績が効率的でないという可能性も考慮して、ベンチマークに上乘せして効率化のさらなる深掘り、3年で4.2%という深掘りを求めることといたしまして、その結果、各事業者について最大で23%の効率化を求める効率化係数を設定し、各費目の査定に当該係数を用いることといたしましたものでございます。

ちなみに、当方が行った分析としましては57スライド目以降にございます。ここで挙

げたのは、57スライド目ですけれども、カルテルで公正取引委員会の処分を受けた中国電力が関西電力とお互いそれぞれの領域を侵さないといったカルテルを結んでいたというものでございますが、カルテルが認定された期間における契約口数の変化は、左のグラフが特高、右のグラフが高圧で、ブルーが中国エリアでの契約口数の推移、赤が関西エリアでの中国電力の口数の推移でございますけれども、カルテルが行われていたとされる期間の契約口数は伸びているということでございます。ただ、誤解を避けるために言いますと、このグラフはカルテルがなかったということを行うためのものではございません。

次の58ページは、それぞれカルテルを結んでいた期間の契約獲得口数の推移をまとめたもの。

59スライド目からは、カルテルを結んでいたとされる期間の料金単価の推移をまとめたものでございます。

特に60スライド目は、全国の小売電気事業者の平均値と、中国エリアでの中国電力の価格、関西電力の価格、あと、右側のグラフの高圧についても同じですけれども、こういった分析も行ってございます。

さらに、顧客情報の不正閲覧が新電力を排除しているのではないかといった可能性について分析を試みたものが67スライド目以降でございます。小売電気事業者数の推移は規模の大小にかかわらず変わってございません。

あと、新電力のシェアも、70スライド目のおり、特に不正閲覧で獲得されたとする低圧については、一貫して新電力のシェアが伸びているという状況でございます。

こういうことを踏まえると、先ほどの43スライド目の3ポツ目のおり、不適切事案が規制料金に直接的な影響を与えているという明確な因果関係は確認されなかったけれども、間接的に影響を与えるのではないかといった疑念が払拭し切れない可能性もあるということでございます。

以上がカルテルでございます。

○消費者庁（檜橋参事官） 不正事案の関係はそれでよろしいですね。

説明をここで一旦切らせていただいて、不正事案についての意見交換、質疑応答とさせていただきますと思います。

アドバイザーの方、御発言があればよろしく申し上げます。

○宇田アドバイザー 宇田でございます。御質問をさせていただきたいと思っております。

59ページのカルテルの期間の間に単価が変わっていないというマクロの数字をもって影響がなかったということが言えるのかどうかということです。これをもってして影響がないと言えるのか。

御案内かもしれませんが、カルテルというのは、例えば、皆さんに分かりやすく言うためですけれども、100売上げがありました、90コストがかかっている会社がありました、それが新しい外から入ってくるところがあつて100取れなくなって90になって

しまいましたと。普通の会社だと、90のコストを努力して例えば80にするのですよね。今回の場合にはどうだったかは、僕はよく分かりませんが、多分そんなにコストを大幅に変更したかどうかというのは、わかりませんがそれでカルテル等々で100を維持しましたと。

どういうことかという、それだけを見ると価格の100が120になっているわけではなくて、既存のものが維持されているだけなのではないか。つまり、価格が変わらないということをもって影響がないということがこれで言えるのかどうかというのはクエスチョンなのですよね。

もしも90のコストを80にしていれば、90のときに例えば15コストが上がりましたということだと、90のままだと105になりましたと。100の売上げだとマイナスになってしまいます。だから、皆さんからしてみると10を上げなくてはいけない、115にしなくてはいけないと。そうすると利益分10は維持されますと。ところが、もし80に下げる努力をしていたらコストが15上がっても95で済んでいたかもしれないですよね。

つまり、この簡単な事例では100のままでももしかしたらクリアできたかもしれないのですよ。これはタラレバなのでよく分からないのですけれども。こういう構造をよく解明していただきたい。

もしそのときにコストのほうに90を80にする努力がないのだとしたら、それはどうしてなのだろうか、できなかったのだろうか。

それから、カルテルで100を維持してしまったということだとすると、それはもしかしたら、105になったときに115に上げなくてはいけないということは、消費者にとってみれば余計な負担をしていることになるのではないか。今すごく簡単に言っていますけれども、100のままでよかったものを115にするということで消費者の負担が増えているということはないのかと。あると言っているわけではないですよ。

だから、そういう可能性をよく見ていただきたいということをお伝えしていたので、今日のこの資料は前も見せていただいたことがあるので、そのときにコメントをしたのですけれども、これをもって直接的な影響を与えていないと判断をされた理由が分からない。

どういうことかという、今のような仮説に立った上でもう少し具体的に、そのエリアでどれだけの人たちがどういう料金体系になったのかとか、最初、競争相手が入ってきたときに、どういうリアクションを取ってどういう対応をしようと思ったのか、それに対してカルテルをしたことによってそれが雲散霧消したのかどうか。今の僕が言ったのはみんな仮説ですから。でも、そういうことについては皆さんのほうが圧倒的に情報にアクセスできるのですよ。消費者庁は皆さんからいただいた資料しか得られないのですよね。皆さんは直接電力会社さんに情報徴求できる立場だと思いますので、ぜひそういうことをやっていただければ、消費者のほうに余計な負担があったのか、なかったのか、それで、なかったならばなかったでいいし、あったにしてもよく分からないのだっ

たら、分からないと言っていただいてもいい。そこのところを僕はもう少しクリアにしたほうがいいのではないかなと思いました。

先ほどから消費者庁の理解を得ながら進めましたと何度もおっしゃっていますけれども、この部分は解消していないのですよ。だから、今日はこういう場になったと思いますので、ぜひこの点を御検討いただけるとありがたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○後藤アドバイザー 1点補足をさせてください。後藤と申します。よろしく申し上げます。

報道ベースの言葉なので正確な文言ではないかもしれませんが、カルテルの当事者の会社さんの幹部の方が、カルテルの目的に関して販売電力量と価格を最適化する、ないしは維持するという意味でそれを使ったのだと思いますけれども、そのようにお話しされています。

これは皆様方のほうがより専門家だと思うので、この事案は御案内なのだと思いますけれども、そのように当事者が言っているのにも関わらず、顕著な価格の上昇は見られなかったということで、カルテルの消費者経済への悪い影響はなかったかもしれないという示唆に導かれるのは一体どのような背景があるのかというのを併せて疑問として提示させていただきます。

○大林オブザーバー 大林でございます。

私も後藤さんと同じ観点なのですけれども、3月末にカルテルの当事者である関西電力の社長が記者会見ではっきりおっしゃっている、中部や中国、九州の電力大手3社が地盤とするエリアで電力販売の営業を始めたところ、競争で販売価格が下がったために、価格下落を避けるために、18年にはほかエリアでの営業活動を自粛する方針を定めたとおっしゃっていて、当事者が明らかに価格の下落を抑えたいということでカルテルを結ぶ動機になったとおっしゃっていることから、明らかに価格下落を抑える影響があったのではないかと思います。

消費者や需要家の立場からすると、こういったカルテルを結ばれることによって価格が人為的に高く保持されるということで、明らかに消費者や需要家にとってはマイナスの側面があるということと、あと、市場の支配が行われると、この場合は新規の参入者、新電力の参入がなかなか進まずに、価格やサービス、多様性が失われることがあると思いますので、これについて経済分析をきちんとするというのが本来の姿なのかなと思います。

私自身は、私の感覚が間違っているのかもしれないのですけれども、いただいた58とか59のスライドを見て、カルテルが認定された期間に影響がなかったということがはっきり理解できないのですね。

あと、例えば61スライドを見ると、明らかに中国電力の単価は上がっていたところ、カルテルに認定された期間はほかの電力とむしろ同じようになっているというところ

もございますし、カルテルの効果としてはほかの電力会社と比べて電力価格が同じように抑えられるということも一つございますので、そういったことも一つの要素としてはあるのではないかと思いますし、特に60、61を見たときに、この単価はどういう形で分析をされたのか、もっと詳細なものがないと、この棒線グラフだけでは分かりにくいかなと思えました。

以上です。

○経済産業省（池田取引監視課長） 御指摘ありがとうございました。

先ほど、まさに宇田先生、後藤先生、大林先生がおっしゃることにしましては、私どももカルテルの影響がなかったと申し上げているわけではなく、得られている情報を分析した範囲では、カルテルが適正料金の申請内容に影響を与える顕著な動きは観察されなかったということをおっしゃっているところでございます。

あと、56スライド目の図を御覧いただきたいのですけれども、まさに今、宇田先生、後藤先生、大林先生がおっしゃったとおり、カルテルのもう一つの大きな弊害としては、競争が起こらなくなることによって高コスト構造を許容できる状況になってしまうのではないかと、ここは今回の料金申請ではしっかりと審査をしていかなければいけないと。

先ほど檜橋参事官からも、認可の要件は能率的な経営ということが第一段階の要件になっていますよとおっしゃっていただいたところもございまして、そこについてはしっかりと見ていくということでございます。

また、カルテルは非常に国民の影響も大きいものであり、また、電気の使用者の信頼を裏切ることでもありますので、監視等委員会でも電力会社に対して報告徴収を行ったり、再発防止のために何ができるかといったところを今検討している最中でございます。

○宇田アドバイザー どうもありがとうございます。

私がお聞きしたいのは、電力・ガス取引監視等委員会は、今、池田課長がおっしゃったように、規制料金とカルテルとは関係がないというスタンスだということなのでしょうか。

○経済産業省（新川事務局長） ありがとうございます。

不正閲覧事案や公正取引委員会からカルテルが認定されるという不祥事が相次いでいて、我が委員会としても極めて遺憾と受け止めております。消費者の皆様への不信感を踏まえて、影響をしっかりと検証すべきと、消費者庁及びアドバイザーの皆様、それから消費者委員会からも御意見、御指摘をいただいております。当委員会としても検証を行わせていただいたところでございます。

当委員会として検証を行った限りでは、規制料金に対して直接的な影響は確認されなかったというものでございますが、間接的に規制料金に影響を与えるのではないかと、いった疑念が払拭し切れない可能性も考慮して、規制の料金審査では従来にも増して厳しく審査を行ったところでございます。

今回、協議をさせていただくに当たりまして、不適切事案を踏まえて厳格に査定を行った旨を申し上げているものでございまして、今後協議の中でさらに理解を深めていただければありがたく思っております。

- 宇田アドバイザー 間接的と直接的ということなのですけれども、今の我々の申し上げた議論であれば、例えばモデルでいうと、90のコストが80になっていれば料金の値上げは必要なかったかもしれない。だから、モデルで90が80になっていれば、現実はまだちょっと別ですけれども、15上がったとしても95なので、100より下となる。そこでもし競争が起こっていたならば、どういう努力をする余地があったのかとか、それをよく理解しないと、直接的と間接的ということも私ははっきり言えないのではないかと思います。

それから、価格の設定が同じレベルである、変化がない。本当にこれは縦のメモリを変えると本当に変化がないのかどうかというのはよく分からないので、かなりメモリが圧縮されているという面はあると思いますけれども、そこで多少なりとも本来だったら落ちるものがカルテルによって落ちなかった余地があるとしたら、その部分は全てユーザーに来ているわけですよ。その部分に対して、それを前提として、今のこれからの料金の査定のところを、一生懸命やられているのはよく分かるのですけれども、どんなに厳しくやったとしても、発射台そのものがもう既に高いところからの発射台で出てきたものを一生懸命何%下げます、厳しめにやりますよと言っても、もう既にその時点でユーザー側の負担は増えているということだってあるわけです。

だから、その部分を、お願いなのですけれども、間接的、直接的というような断定をされる前に、今申し上げたような点をもう少し示していただいたらいいのではないかと思います。そうすると、はっきり見えてくるかなと。我々としても、そういうことだったのだよねというふうになるのだけれども、このデータだけだと、これが直接ではなくて間接なものの理由になっているということでもないのではないかと思います。

- 経済産業省（池田取引監視課長） どうもありがとうございます。

まさに御指摘の点もあると思ひまして、コストが高止まりすることによって料金の値上げになっているのではないかと、コストが高止まりしなければ値上げをしなくて済んだのではないかといったところも、まさにもっともだと思われるところでございます。

私どもとしては、そこはなかなか実際のところは検証が困難なところもございまして、それで例えば一つは経営効率化ですけれども、横比較をして、カルテルをやっていない事業者と併せて比較をすることで、効率的な事業者のところに、一つはそこまで効率化を進めさせる。

さらに、電力会社自身、カルテルで今回摘発を受けてなかったところも含めて競争的とは言えないのではないかとといったところもございまして、さらに効率化を深掘りしまして、3年で4%超のコスト削減をさらにやってくださいというところで、今、調達とか委託といったものに適用されるコスト削減率、経営効率化係数を最大で23%という辺りを弾き出してやったりしているところでございまして、そこは引き続き最大限の効

率化を事業者に求めているというところでございます。

○経済産業省（東取引制度企画室長） 補足でよろしいでしょうか。2点あります。

1つは、査定方針案の16ページ、「燃料費調整制度における上限が無かった場合の料金水準①」というページがございますが、これは何をお示ししているかというのと、今回、燃料費が主要因だと言われていることに関して、仮に燃料費が上限がなく転嫁されていた場合に、今回の申請がプラスになっているのか、マイナスになっているのかというのを計算したものでございます。例えば御指摘のカルテルが問題になっている中国電力に関して言いますと、燃料費分の増分を除くとマイナス改定なのですということをお示ししております。

何と比べてマイナスなのかという発射台になっているのは、現行の原価です。不正が起きる前の、実績でもなくて、原価ですね。過去につくった原価そのもの。現行料金の基になっている数字が発射台なのですけれども、そこに比べてプラスになっていないということで、先ほどの簡単な例だとおっしゃっていただいたので、別にこれが全てだと申し上げるつもりはないのですけれども、本来100より下で済んだはずのものが、調達コストが物すごく大きくなったことによって不要な負担をかけてるのではないかというところに関して申し上げますと、今回のケースでは圧倒的に燃料が効いているということを確認する必要があるという議論が専門会合でございまして、それを確認した結果でございます。これが1点でございます。

もう一つは、先ほど池田が申し上げたことと同じようなことになってしまうかもしれませんが、我々の説明がよろしくなかったかもしれないのですけれども、ミスリードになったかもしれませんが、カルテルの影響が料金全般になかったということをお示ししているわけではなくて、規制料金の原価にどういったパスで影響していくのかという議論に専門会合でなりました。

そのときに、ここで件数が減っていないとか、特高・高圧の単価が下がっていないということを断定的に申し上げたいのではなくて、そういうことを見た上で、果たして競争圧力が下がっていたのか。その結果、原価が高くなっていたのか。最後はあくまで料金に反映される原価というのが高くなっていなかったのかというところだと思っております。ここに関してはいずれにしても厳しく査定しますよと。それは、他社との比較でよりコスト効率のいい会社と比較した上でカットしますということで、仮に、中国電力がカルテルをしたことによってコストが高い、それが他社よりも高く積まれているとして、それでも他社との比較で査定をしますよ。まさに能率的な経営の下における原価を求めるためにコストカットしますよというものが、申請原価をそのまま認めるのではなくて、一定の率でカットしていきますよというのが今回の査定方針案であります。そういう意味で、原価のところでは不適切なものが乗っからないように査定方針をつくっておりますというのが最後の一番重要なところかなと思っております。そういう点を御理解いただければと思います。

以上でございます。

○宇田アドバイザー　あまり理解をし難いところもあるのですが、原価の中に項目としてどうのこうのではなくて、やはり原価の中の単価等々なのですね。だから、数量と単価を分けていただいて、それでどうだったのかという話をしていただかないと、原価への影響ということについても理解しにくい。

つまり、単価というのは例えば入札方法とか調達方法で変わってきますし、数量というのはやるべきことをやらなくなるというのはまずいことなので、数量と単価それぞれはどうなのですかという話の中で今の御説明があるとすごく分かりやすいかなと。

それから、先ほど3%減っているからとか、そういう相対的な話なのですが、僕の例は明らかに極端な例なので、80に15を足してというのは物すごく分かりやすくするためなのだけれども、実際にこの基準がどこなのだろうかと。どのレベルから3%なのか、その3%の基になっているところはどのレベルのことを言っているのだろうかと。それが結構高いものであるとすると、あまり意味のある話でもないということなので、私は継続的な原価分析とか、そういったものをしっかりやられていくことをお勧めする。だから、これだけではまだよく分からないということではないかなと思います。

○後藤アドバイザー　加えまして、2点お伝えさせていただきます。

まず、横比較で旧電力会社を比較していますというお話なのですが、もともと本当に市場の効率性が達成されていた事業者だったのか、ここに疑問符がつくわけですね。自由化されてまだまだ年が浅いということかと思えます。

その中同士で比べて比較的優位なもの、比較的劣位なもの、例えば10社あれば、その中で優位、劣位と必ず差がつくわけですが、その差でもって優位なものが世の中のまた別の水準と比べたときにどうなのか、これがやはり分からないのですね。この分からなさをどのように御説明いただけるのかというのは非常に大事なポイントではないかと思えます。

別の言い方をしますと、この10社というのが世の中の的にどのようにプロットされる10社なのか。世の中の最高水準と比べても遜色のない10社なのか、全然そうではない10社なのかによって、その10社の性格によって10社の中で比べることの意味合いは随分変わってくると思うのですね。この点をぜひお考えいただければと思いますというのが1点。

もう一つが、最大で23%の効率化、3年で4.2%のさらなる云々というのがございますけれども、お気持ちは非常に分かるのですが、この23%ないしは4.2%というものが一体どういう性質のものなのか、これを評価する手段が我々にはないのですね。4.2%は十分厳しいのだと、これはもしかするとそうなのかもしれないけれども、そうではないかもしれない。要するに、4.2%なり23%なりを評価するメモリ、基準がないので分かりにくいということです。ぜひこれを御提示いただければと思います。

その上で、先ほど来のお話の前提の中では、各電力会社さんは全力でコスト効率化経営をされてきたという前提に立たれているとすると、さらにそこに20何%とか4.何%と

か、厳しめにやっていますということなのだけれども、その厳しさを吸収するだけのゆとりが本当にあるのかどうなのか、これも分からないですよ。4.2%だと全然効いていないのかもしれないし、4.2%だと壊滅的な影響を受けるかもしれない。これも分からないというものの中で、言葉は乱暴ですけれども、ややいたずらに何%という数字を押し込むというのはあまり合理的ではないなという感じがいたします。

加えまして、その何%というのを受け入れるために、必要な投資、経費などが使われなくなってしまったときに、安定・安全の供給というようなものが損なわれはしないか、こちらの副作用も気になるころではあります。

以上です。

○石橋アドバイザー 石橋でございます。

アドバイザーのほうからいろいろな御発言がありまして、まさにそのとおりなのですが、消費者庁及び消費者委員会に対する回答という紙の5ページ目、総論の一番下のポツの2つ目の下から3行目の後段から書かれている部分ですけれども、電力・ガス取引監視等委員会の方々、上位の事業者も含めて過去の実績が効率的ではないという可能性を考慮していらっしゃるということですので、マクロ的な議論ではこの可能性というのは能率的な経営だったのかどうかということについての検証はできないのではないのかというのが私どもの疑問です。もう一度詳細に御検証いただくことが必要なのではないかと考えます。

もう一度申し上げます。

この総論のところに書いていただいているのですけれども、上位の事業者も含めて過去の実績も効率的ではない可能性というものを監視等委員会の皆さんも認めていらっしゃるかと私は読みました。だとすると、今まで御説明いただいている議論では、この可能性というものは能率的な経営だったのかどうかということの検証に当たらないのではないのかという気がいたしますので、ぜひもっと踏み込んだ御検証をいただければと思います。

○仲田アドバイザー 仲田です。

今、後藤さんの話の一つだけ追加してお話ししたいのですけれども、3年間で4.2%の効率化というのをおっしゃっているのだけれども、消費者としてみますと、1年間に1.4%、3年間で4.2%と、いかにも少ない。基本的に生活する者として、1%強の効率化なんていうのは大変な事態なのかもしれませんけれども、私としては非常にネグリジブルなものという感じがするのです。

したがって、今、後藤さんが言われたように、どういう基準でこの1.4%を評価しているのか分からない。とりわけ消費者は分かりにくいと思うのです。ここをしっかりと説明していただきたいと思います。

以上です。

○経済産業省（池田取引監視課長） どうもありがとうございました。

まず、後藤先生から効率的な電力会社の全産業の中の立ち位置がということですがけれども、産業によって設備構成や人員構成などが大きく異なりまして、産業横断的に効率化の取組状況を比較することが非常に困難だと思っております。

例えばで言うと、数少ない業種横断的な効率化の比較としては労働生産性というのがありますけれども、あれを見ると、非効率だと言われている電力産業がむしろ最も労働生産性が高い部類になっていたりします。

いずれにしろ、産業横断的な効率化の比較が非常に困難なので、電力会社の中で効率的なところをベンチマークに設定して、さらにそのベンチマークに満足することなく、さらなる効率化を求めるということは、我々も悩みながらこういうことを求めていくしかないなと感じているところでございます。

また、4.2%という解釈につきましても、後藤先生と仲田先生、それぞれ逆の立場から、仲田先生は4.2%という消費者からすれば全然甘いのではないかと、後藤先生からは逆に安全性とか安定性はどうなるのかという御指摘があったかと思っておりますけれども、そこについては一律に指標として使えるものがない中、内閣府の経済成長のところに出てきた指標を使わせていただいたということでございます。

また、石橋先生からは、これまでが効率的だったかどうかという検証については困難ということでもいいのかという話でございましたが、そこは一つはなかなか難しいということと、電気料金のコスト計算というのはフォワードルッキングでありますので、これから先の原価算定期間におけるコストが効率かどうかというところをとにかく厳しく見ていく、そういうことに尽きるのではないかと考えているところでございます。

例えば経営効率化係数につきましても、前回、2013年から2015年前後に審査したときは、東京電力の10%という経営効率化を使って各社10%のコスト削減を求めるという対応を取っていたわけですがけれども、そのときは企業の自主的な取組を織り込んで、例えば5%コストカットをして、5%の効率化を深掘りしてきていますという事業者がいれば、その5%分を引いて、10%ではなく5%の効率化、要は査定としては5%を求めてきたわけですがけれども、今回、私どもの査定案では、企業はそれぞれ60億円の効率化をしてきましたとか、効率化の深掘りをそれぞれ訴えてきているのですけれども、そういうのを全部関係なく、等しく経営効率化をそれぞれの企業について計算した効率化係数を掛ける。企業の自主的なコストカットをそこから差し引くようなことはしない。そういう査定方針を取ろうとしているところでございます。

○経済産業省（東取引制度企画室長） 補足で2点だけ。

先ほどの横比較では無理があるのではないかと御指摘に関してなのですがけれども、1つは、例えば人件費のようなものについては、他業種を含めた全産業の平均の賃金を使って人件費の査定を行うという考え方を取ってしまして、横で比べられるものは比べています。

それから、大宗を占めるのは可変費になるわけです。燃料費や購入電力料、電気を買

ってくるお金になるわけですが、ここについてもスポット市場より高い価格になっているものはまずスポット市場価格に置き換えてください、市場価格があるのだから市場価格で買ってくるという計算に置き換えてくださいということをやっています、はっきりそういうベンチマークが取れるものについては最大限そういう形で横で見ると、あるいは、燃料のトップランナーというのも、それによって全日本平均をくぐるようにという形で、ベンチマークのあるものについてはきちんとそういう考え方をしています。

恐らく最後に残っている部分が個別の調達みたいな、例えばタービンの点検工事が幾らかみたいところで何をベンチマークにするのかというところで、こういう最大23%という話が出てきたわけですが、先ほど申し上げたような全産業平均みたいなもので比較できないところについて、業界内の効率のいい事業者をベンチマークにするという考え方を取っています、全体が何も見えないから全部えいやでやっているということではなくて、個々の費目で申し上げれば、できる限りそういったことはやっています。それはこれまでの審査の積み上げの中で、それが積み上がってきたノウハウとしてそういうやり方をやるということをやっております。

それから、話が少し戻るようですが、そうやって横比較をすることによって、少なくとも先ほど御指摘あった不適切事案を行った事業者のコストがそのまま乗ってしまう、コスト効率が悪いとしてそのまま乗ってしまうということが排除できるのではないかと考えています。そもそも実績がどうかという議論とは別の話として、不適切事案の影響はどうだったのかということに対して申し上げれば、そういう考え方を採用することによってきちんとそういう影響を排除することができるかと考えてございます。

○宇田アドバイザー いろいろ御説明をいただく中で、規制料金の査定をするに当たっては、電力会社の経営とか、先ほど申し上げました単価、数量の考え方とか、ガバナンスという、誰がどう決めて、それをどう企業の中でチェックしているのかとか、そういうところまでもう一歩入られたらどうなのかと思います。

民間の経営にというようなお話があるのかもしれませんが、料金はむしろ査定をして決めてこうという中で、不祥事もあり、消費者の側からしてみても本当に大丈夫なのかと言っているときに、ちょっと隔靴搔痒というか、外から見られるところは見えていますとか、横通しで見られるので、よさそうなところは見えていますとか、そういう御説明なのだけれども、先ほど申し上げましたように、根本的なところで本当にこれは90を80にしていたのかとか、いや90が88だったので、それでもいいのですけれども、やはりそのところをもう少し入って検証されるということは考えられないのでしょうか。

特に、こういう規制料金と今回の不祥事、大問題が起きているわけですね。そのときに、これまでとおりというか、こういうことでよいのか。だから、特別、今回のようなこういう機会を設けていただいているのだらうとは思いますが、その辺りを御意見いただけるとよりクリアになるかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○経済産業省（池田取引監視課長） まず、企業の経営体制ということですが、今

回、参考資料としてつけさせていただいたもので、参考資料3で「旧一般電気事業者等による独占禁止法違反事件を踏まえた今後の対応について」がありまして、独禁法のカルテルの問題についてはまさにリアルタイムでさらに事実関係等を詳細に把握するとともに、今後に向けて何ができるかというところをしっかりと検討していこうとしているところでございます。

もう一つ、今後のフォローアップをしっかりとやっていくことも検討をしていきたい、つまり、電気料金が仮に認可された後に、例えば懸念されているような問題がないかといったところについてはしっかりとフォローアップするというところも、今後の対応についてもしっかりと検討してまいりたいと思います。

○経済産業省（新川事務局長） 補足をさせていただきます。

まず、お配りした資料の中の参考資料4として配られていると思うのですが、現在、制度設計専門会合が、料金のほうの審査ではございませんで、制度の議論をしているところでございますが、不正閲覧事案、非公開情報の情報漏えいに係る再発防止策の検討をしております。

不正閲覧事案については、我々電力・ガス取引監視等委員会として大臣に勧告をして、そして大臣から業務改善命令を出していただいています。また、委員会としても業務改善勧告または指導を行っているところでございます。それは事案に応じてではございません。

その中で、その資料の5ページになりますけれども、「内部統制・監視体制の強化」ということで、内部統制の抜本的強化を求めるということを監視していきたいと考えております。

先ほど宇田アドバイザーからも御発言がありましたように、民間企業でございますので、どこまで内部統制について国が手取り足取り見たほうがいいのか、むしろ見ることによって内部統制を考えなくなるというリスクもあると思っております。内部統制の強化についてモニタリングをしていくということで、まずは今後1年間を集中改善期間としてしっかりとモニタリングしていこうと思っておりますが、基本的には事業者自らがまず考えていって、我々はその評価をしていくというスタンスで臨んでいきたいと思っております。

また、料金の調達における効率化のフォローアップというのは、先ほど池田のほうから御説明させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○石橋アドバイザー 石橋でございます。

フォローアップをされていくというお言葉がありました。一方で、過去の経営が能率的な経営だったかどうかということについては検証が難しいという言葉がありました。

この2つは整合しないのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○経済産業省（池田取引監視課長） そこは、しっかりと検証していく。

○石橋アドバイザー 過去についてはしっかりと調査できないのですよね。

○経済産業省（池田取引監視課長） これは難しいあれではあるのですが、今も規制料金については各社に対してそれぞれの収支状況の公表をしていただいて、それで監視等委員会が規制料金について、実際に事業者の監査を実地で行っているのですけれども、そういう取組を行っております。

そういった取組を含めて、今、規制料金のフォローアップとしては原価算定期間が終わった、3年間が経過した後に、例えば利益の累積額は大きくなり過ぎていないかとか、あるいは自由化部門で赤字になっていないかとか、そういうことを事後評価として実施をしているわけですが、今後は原価算定期間の3年を明けることを待たずに毎年実施をしていく。

先ほど難しいと言いましたけれども、事後評価を実施するときには本格的な実地調査を行いまして、難しいものでありますけれども、そこはしっかりと対応していきたいと考えてございます。

○経済産業省（新川事務局長） 補足させていただきますと、今回、過去を見ていないのかということにつきましては、1件1件これが幾らだった、これは100円で買った、95円で買えたはずだったというのを全件見たのかということであれば、現実的にどこまでというのはあるかと思うのですけれども、少なくとも過去数年間の調達の実績値は見た上で、先ほど申し上げたように効率のいい事業者をベンチマークとして査定を行うという方針を出しています。つまり、それぐらいできるはずだろうということで、予算として今後認めませんという形でカットするというのをお示ししています。

将来について申し上げますと、その予算の中でどうやって効率化して買っていくのかというのは、元来その事業者の創意工夫といいますか、トータルで100円なら100円という予算の中でどう上手に買うかというのを工夫してもらうというのが基本的な考え方だと思っております。料金審査というのは、あくまで料金の適正性を見ている、予算の適正性を見ているのであって、箸の上げ下げまで、あなたはこれ以下で買いなさい、こういう買い方をしなさいというものでは元来ないと思うのですけれども、御指摘を踏まえて、もっとそういうところをしっかりと見ていかないと何をやっているか分からないではないかということだとすると、そこまでしっかりとフォローアップするような、具体的にどういう取組をやっているのかというのをしっかりとチェックしていくようなことを今後考えていきたいと考えてございます。

○宇田アドバイザー 資料4のところに入ってもいいですか。関連するのですが、別に95円と100円を調べてくれという話は一言もしていないので、それはできないけれどもというロジックで全体を否定するのはやめていただきたいということです。そうではないのですよ。

資料4「各事業者における調達状況について」ですが、これは調達で調べていただいたと思うのですが、この表が出ているのですけれども、投資案件上位1から10と

というのは年度ごとに同じなのですか、それとも違うのですか。

○経済産業省（池田取引監視課長） これはアルファベットがそれぞれ事業者名を表すということで、例えば4ページの北海道電力の水力でございますと、この5年間のうちにAからYの25社が受注をしているというところでございます。

○宇田アドバイザー それをもってして25社だと調達が効率的だと言えるのでしょうか。

まず、左側の1、2、3、4、5、6、7、8、9、10で工種を決めたら、その工種で毎年比較していただきたいと思います。これだと、1位の2017年度と2018年度と全然別な工事かもしれないじゃないですか。それが別な業種ですねといったところで、別に何の意味もないですよ。したがって、先ほど5円、10円のことではないのだよということをおっしゃいましたけれども、もしそれをおっしゃるのだとしたら、こういうところはしっかり見ていただきたいなど。

それから、工種ごとにどういう状況なのか。それから、あまり調達の話を今日詳しくするつもりもないのですけれども、1者か2者かとか、2者入札でも3年ぐらい見るといつも同じメンバーみたいなこともよくありますので、そういうところも含めてよく見ていただきたい。

そういう意味では、この3年間とか5年間の間にどういう経営をしてきたのかというのはこういうのを見ると外からでも結構分かるのではないかと思うのです。そういう意味で、こういうところを深く見るというのはそういう意味なのです。中に入って行って帳簿を開けて、10円、5円を無駄ではないかというのをやってくれと言っている話ではないのです。要するに、効率的な方向に向けた経営をされているのか、経営努力はされているのかということを見ていただきたいのです。

先ほど言った90を80にする努力があったら、カルテルをしていないかもしれないのですよ。だから、そこをしていないがゆえに、もしかしたらイーजीな解決策に走ったのかもしれないですね。本人がおっしゃっていることをそのまま取ればですね。

消費者として見ると非常に不安になるわけですよ。そういう中で料金の値上げがされていく。それを査定されている皆さんが、間接的にはあったかもしれないけれども、直接的には見えませんでしたとおっしゃっていること自体がすごく不安になるのですよ。

この資料4の図を見ても、一般の人から見ると25社ありますねという数で、そうかと思うかもしれませんが、これを1から10までを工種別に並べて、毎年その工種について横通しでずっと見て行って、何が起きているのかというのをよく見てくださいと。託送のときもそういうのを御提示していただいたと思うのです。

そういうこともやっていただいた上でお返事いただいているのだったら、よく見ていらっしゃるねという感じなのだけれども、こういうものでやっていますよ、見ていますよと言われると、大丈夫かなと心配になるという感じです。

○経済産業省（池田取引監視課長） 今の御指摘の点については、資料5「各事業者における調達状況について②」という資料を御覧いただきたいのですけれども、この資料で

は、1つは競争入札における応札数、先ほどピックアップしたもののの中で競争入札となっていたものについては、応札数が何社だったのかというのを整理させていただいているものでございます。

もう一つは、資料の32ページ以降を御覧いただきたいのですが、「定期的な工事の調達状況に関する調査の概要」でございまして、大規模な定期点検が行われることが多い火力発電所と原子力発電所に着目いたしまして、特定の点検工事などに係る調達状況の詳細を整理させていただいたものでございます。各事業者の主要な火力発電所・原子力発電所について、火力発電所であれば主要設備と附帯設備、原子力発電所につきましても主要設備と附帯設備、さらに建屋関係の設備を加えて確認させていただきました。

その結果が34スライド以降でございまして、ここで契約方法が競争になっていないこと、特命になっているものについては特命となった理由は特命における調達の工夫というところも確認してございます。

○宇田アドバイザー 私からの質問はあと1つ。この競争入札においての入札数と言いますけれども、これは全体の入札の中の何%ですか。

○経済産業省（池田取引監視課長） 全体ということ言うと、例えば修繕費とかで言うとやはり競争入札は件数としては少なくなっておりまして、2割から3割ぐらいの値になっております。

○宇田アドバイザー だから、7～8割は特命で、こっちで横通しで見たほうがよくて、残りの2割について入札者数を見ましたというだけの話なので、これをもってして効率的にやっていますかどうかというのはなかなか判断しにくいなと思いますね。

○経済産業省（池田取引監視課長） そこは、定期的な工事の調達状況に関する調査のところでも特命になっているものについては深掘りして確認をしております。

（会議卓の端に並べられたドッチファイルに綴られた書類を指差しながら）あと、今日はあちらにファイルを用意させていただいておりますけれども、私どもがどういう書証あるいはデータを使ってこういう確認をしたのかというところは、後ほど直接先生方に御覧いただきたいと思っております。

○宇田アドバイザー あまり細かいところを見る以前の問題として、今ここに出されているサマリーを見ると、必ずしも効率的な経営をしているとは言えないのではないかと。ここに出ているもので、向こうに置かれた資料をよく見れば工夫しているというのがあるかもしれませんが、それはもう消費者にも分からない話であって、ここはむしろこの中で御説明をいただくほうがよろしいのではないかと思います。よろしく申し上げます。

○大林アドバイザー もうそろそろ時間がないかなと思いますので、私から全く別の論点を申し上げたいと思います。

本来私ではなくてほかの方が発言すべきところかと思うのですが、電取委さん

のこれまでの資料を拝見させていただいておまして、特に他社購入電力料で、東電以西の分がちょっと目についたのですけれども、原子力の購入費、他社購入費電力料、相対購入ということで、約5000億円、電力量としては119億キロワットアワーということで、これは単純に考えると非常に高い単価になっていると思います。それで、今日いただいた資料を拝見させていただきますと、全ていろいろなものが入っている。

私どもから出させていただいている質問の中でも、例えば原子力発電については事故時の賠償金とか再処理費用など必要な費用ということで、そういうことが入っているということですので、それを改めて説明していただきたいと思います。キロワットアワー当たり40円という高い費用になっている。

○大島オブザーバー 大島です。

今、大林先生のお話がありましたので、私もそこを見ておりましたので御質問いたします。配付資料2の228ページ、審査の結果④-2について関連して御質問があります。

ここでは、「東京電力HDからの購入について、柏崎刈羽の再稼働を織り込むことによる費用減が、再稼働に係る費用増を上回っており、トータルで費用減に資することを確認したため、料金原価を抑制する観点から、再稼働に係る費用を原価に算入することを認めることとする」と書かれていると思います。

ただ、これは再稼働に係る費用の差分についてのみの査定になっている。電力消費者の観点からすれば、そもそも今、大林先生からお話がありましたように、柏崎刈羽原発6・7号機からの購入電力料を原価に含めることを認めるべきかどうかということを確認すべきではないかと考えます。

これに関して拝見しますと、資料2の199ページに東京電力エナジーパートナーの購入電力料に関する御説明がありました。これは関連するところで言うと、第41回の料金制度専門会合の資料6-1-3の1ページですけれども、そこに再稼働の影響について説明されていました。あと、第40回の料金制度専門会合の資料8-2の1ページに、東京電力の他社購入電力料、販売電力料について説明されていました。

それをざくっと申し上げますと、先ほど大林先生がおっしゃっているように、今回の販売電力料が119億キロワットアワーに対して、先ほどの資料2の226ページによると4961億円となっています。これは資料をよく読むと、柏崎刈羽原発6・7号機からの発電電力料に対してのものだと理解できます。先ほど大林先生からあったように、これは単価にすると41.7円になります。これは、簡単に言えば、市場調達の価格では非常に高いということになります。これは、資料2の302ページに運転計画が書かれているので、恐らくこれはフル稼働ではないからこうなっているのだというふうに見えるかもしれません。

ただ、これは先ほどの査定のところにあった文章を遡って考えると、第41回の資料の6-1-3で、市場調達額が2500億円減る、一方、電気量料金（核燃料費等）が300億円増えて、固定費も1300億円あるので、費用削減効果が900億円あるのだと書かれています。

問題は、再稼働して、まだ運転計画が途中からのものなのでフル稼働していないからこれだけ高いのだと言えるかもしれないのですけれども、仮に再稼働をフル稼働した場合のことを考えてみますと、柏崎刈羽原発6・7号機をフル稼働すると、ざっと80%の設備利用率を考えると、細かくなって申し訳ありませんが、187億キロワットアワーになる。その分燃料費が増えるので、その増加分を資料にあったものをそのまま当てはめて177億円と考えると、先ほどの購入電力料4961億円に177億円を足した5138億円になります。これがフル稼働したときの購入電力料になるということが言える。その5138億円を先ほどのフル稼働した場合の電力量187億で割ると27円程度になるのです。これが適切かどうか、原価に含めるべき合理的なものとして考え得るかという話になるかと思うわけですね。

電力市場での調達価格というのは、資料2の210ページによれば、20.97円が一応の目安として示されていますので、フル稼働した場合でも市場調達価格よりも高いということになります。ですので、柏崎刈羽6・7号機からの電気を購入するというのは、電気料金を引き上げる効果を招いてしまう。

したがって、消費者の観点からすると、電気料金原価に柏崎刈羽6・7号機からの購入電力を含めることをそのまま認めることは、そういう査定をするということとは不適切のように見えるのです。この点については検証したのでしょうかということが御質問です。

以上です。

○経済産業省（東取引制度企画室長） ありがとうございます。

御指摘の点なのですけれども、前提で少し違うところがございます、東京電力EPが原子力発電所から買ってくる費用の中には、まず東京電力ホールディングスとの契約が柏崎も含めてございますし、そこには福島の新増設の費用なども含まれてございます。

それから、相手ということ言うと、日本原子力発電、東北電力ともそれぞれ契約がございます、そういった不稼働の原発、例えばそれが新増設のものであれ、今停止中で再稼働に向けた準備をしているものであれ、そういったものも入ってございますので、単純に割り返して40何円ということではなくて、そういったものを全部丸めるとおっしゃっています金額になっているわけなのですけれども、前提としてそういうものが入っているということでございます。

では、そういう費用が果たして認められるべきものなのかという点につきましては、これも御議論いただきまして、契約書等々を確認して、長期的な契約を結んでいて、新増設後費用まで含めて契約者が負担をするのだということが書かれている、それとセットで受電をするということが契約で書かれていることなどを確認しまして、そこについてはやはり費用負担する義務があるのだらうと考えて、そういうふうにいえば共同開発として認められるものについてはコスト算入を認めるのだらうという結論になっております。

一方で、高いのではないかという疑念もあるので、そこについては同じように効率化を求めるといふことをしておりまして、既存のコストをそのままということではなくて、先ほど来御議論いただいているような効率化係数しかり、そういった形でコストカットを求めた上で算入を認めるというのが大きな考え方となっております、これは震災後、過去に値上げ申請が行われて、認可を行った際にも同じ考え方が取られていましたので、そうした大きな考え方は踏襲して査定を行うということにしたものでございます。

- 大島オブザーバー ちょっと分かりにくかったですけれども、福島第一原発の廃炉というのが入っているということですか。
- 経済産業省（東取引制度企画室長） よく聞き取れませんでした。申しわけございません。
- 大島オブザーバー たくさんお話しになったので、私は全部聞き取れなかったのですが、福島第一原子力発電所の廃炉費用も入っているということですか。
- 経済産業省（東取引制度企画室長） 東京電力EPとホールディングスとの契約の中には、柏崎刈羽原発、福島第一、福島第二、東通という原子力発電所に関する契約を一本の契約として結んでいると承知しておりまして、それらの費用が入っております。
- 大島オブザーバー これは、福島第一原発の廃炉費用は料金原価に含まれるということは契約でなっていることは今初めて理解しましたけれども、これは電気料金の原価として認めるかという話には基本なってくるはずだと思うのですね。通常の廃炉なら分かるのですけれども、事故炉の廃炉について料金原価に入ってくるということで理解しているのですか。それは認め得るのだということですか。
- 経済産業省（東取引制度企画室長） 繰り返しになってしまうかもしれませんが、契約に基づいて支払うこととなっている費用については、既にそれは買手である東京電力エネルギーパートナーとしては必ず発生する費用ですので、そこについては認められるという考え方で査定方針には記載されております。
- 大島オブザーバー では、査定の結果の話ですけれども、228ページでしたか、査定結果についてこの文章とはちょっと違いますね。査定は、ここに関して言うと、再稼働を織り込むことによる費用減が費用増を上回っていることから、再稼働に係る費用を原価に算入することを認めることとすると。先ほどの御説明にあった認めますよということについては、資料が膨大なので見渡せないのですけれども、どこかにございますでしょうか。
- 経済産業省（東取引制度企画室長） 資料が膨大で恐縮ですが、まさに見ていただいている前後の箇所になるのですけれども、222ページのところに、まず原発からの購入に関する全体的な考え方を書いてございます。その中で、過去の査定方針においては、契約原本等を確認した上で、さっき申し上げたような共同開発と認められる場合については負担義務があるということで原価算入を認めると。ただし、効率化努力は求めていくのだということが書かれておりまして、基本的にはこれを踏襲するというまず大きな考え

方が222ページにございます。

その上で、東京電力エナジーパートナーにつきましては、226ページ以降に、実際にどれだけの費用が入っているかというのと、字が小さくて恐縮ですけれども、各社との契約の概要を記載しておりまして、226ページの下から順に、東京電力ホールディングスとの契約、227ページには日本原子力発電、さらには東北電力との契約についてそれぞれ確認したということをおまえて228ページにつながっているということでもあります。228ページにおいては、いずれの契約についても共同開発が認められるので、その費用負担自体はすると。

特に下のほうに書いているものにつきましては、原価が増えているもの、支出のほうが増えているものについて特に理由を確認しているということを書いてございます。228ページの3つ目の東京電力ホールディングスからの購入ということと東海についてということですが、これは特に現行原価よりも費用が増えているので、なぜ増えているのかというのを確認した結果、こういうことだったということでも特出しして書いているということでございます。

- 大林オブザーバー 今、原子力の費用の考え方というか、どうやって電気料金の中に入れていくかという考え方を詳細に御説明いただいて、さっき御説明いただいた資料2の226といったところを見ると考え方は分かるのですが、これを原子力で考えた場合には確かに再稼働、再稼働しないか、上回る、上回らないかという考え方があるのだとは理解しましたが、ほかの電源と比べてコスト効率的かどうかという考え方を追求していく必要があるのではないかと考えます。自社発電、他社発電を含めて、どこからどう購入するのか、そういった効率化をどうやって求めていくのかということについてお話を伺いたいのが1点。

先ほどから過去の経営効率化体制というのはなかなか分からないのだというお話もありましたけれども、過去と今と将来とどういった検証体制をつくられていくのかというところについてお伺いしたいと思います。

- 経済産業省（東取引制度企画室長） ありがとうございます。

まず、全体の中でということと言いますと、大きな考え方としていわゆるメリットオーダーといいますか、可変費の小さいものから動かしていくという考え方、限界費用というか、追加的に出すときにどれが安いという順番で、そういう意味でいうと、原子力については可変費が相対的には小さいので、需要に対して供給を積み上げていくときには、再エネとか原子力が下のほうに来て、むしろ火力燃料のほう为上のほうに積み上がっていくという形になります。

ただ、原子力は今回は柏崎刈羽が再稼働する前提がありますので、どちらかという逆供給制約があるといいますか、一定の量までしか増えないという計算になっております。そもそもの供給の構成に関して言うと、そこは供給計画と整合的につくっているということでもあります。

それから、原子力の固定費については、料金審査に通底する全体の考え方として、契約分、契約をしているものについてそれ自体を認めないという考え方は取っておりませんで、既契約のものについては契約があるという前提で、さすがにそれを全部破棄してやり直してくださいという前提には立っていないで、あくまで契約はあるものとして考えているので、そういう意味で固定費の部分が入ってくるということでございます。

それから、コストカットと申しますか、効率化の部分についてどう考えるかというのは、一義的には違う会社から買っているのどこまでリーチが及ぶかという問題はあるかと思うのですが、今回に関して言えば、自社に求めているカットと同じカット比率を購入先にも求めてくださいということで、その分原価からカットしますと。先ほどの効率化係数の話に少し戻るのですが、仮に当該社が10%カットを求められていたら、相手先にも10%カットを求めて、頑張ってもらっていただくという形で効率化を促すということでの査定を行うという考え方になっております。

- 大林オブザーバー それで申し上げますと、市場の話になるのですが、前回は消費者委員会の場で言わせていただいたのですが、再生可能エネルギーについては出力抑制ということが行われているわけですね。先ほどお話しいただいたようにメリットオーダーということで考えると、再生可能エネルギーはコストが低い、限界費用が低い、ゼロというような、短期的な市場の中でそういうのが見られる。

出力抑制を行うことによって、そういった短期的に安い電源が市場の中で増えていく、それを消費者が買うという機会が奪われているのではないかと考えるのです。電力市場が9つに分かれている。電力のコスト、価格が幾らになっているかというのを見ると、再生可能エネルギーが非常に多く入っている九州電力管内は0.01円、そういった安い価格は結構頻発するわけですね。

ところが、そこがかつ出力抑制が行われるということになってくると、もっと安い電源が市場の中で増えていく機会が奪われてしまっていると考えられるので、これは市場設計の問題ですが、ネガティブプライスといったものも入れていく必要があるのではないかと私自身は考えています。それが広域メリットオーダーによる最適化を可視化していくことにつながると考えます。

- 経済産業省（東取引制度企画室長） ありがとうございます。

おっしゃったとおり、まさに市場の制度のほうの話かなと思ってまして、出力抑制をどうやって再エネの最大限導入を進めていくかという課題の中で検討されることかなと思います。

あと、料金ということで申し上げますと、今の供給力を前提としていますので、今供給計画の中で見込まれているそれぞれの電源からの供給力を前提に料金を計算しているということになっております。

- 大島オブザーバー 細かいのでよく分からないのですが、先ほど御紹介いただいた資料2の226ページの1の東京電力HDのところの「廃止措置に係る」云々という、この

廃止措置というのは、特定施設でしたか、事故炉の廃止措置費用も含んだものということですか。福島第一原発事故炉の廃止措置費用も含めて料金原価に入っているのだということですか。

○経済産業省（東取引制度企画室長） 御質問は1Fの事故炉そのものの処理費用というか廃炉費用が入っているかということですか。

今、手元に正確な数字がないので、その点は念のため確認させていただいた上で追って御回答させていただけないでしょうか。

○大島オブザーバー やはり外形的に見るとめっちゃくちゃ高い。消費者目線で申し上げますと、これで見ると非常に高い電気を原子力から買っていることになります。40円を超えていますので、市場価格からすると倍の電気を買っていることになるので、ここは少なくとも丁寧に説明しないと、その合理性をどのように判断されたのかというのは分からないと思います。

以上です。

○経済産業省（東取引制度企画室長） ありがとうございます。承知いたしました。

○大林オブザーバー 先ほどお伺いした検証体制の確保についてはいかがでしょうか。

○経済産業省（池田取引監視課長） すみません。もう一度御質問を。

○大林オブザーバー さっき私が原子力の話と一緒に言ったのですけれども、一つがどういった電源を選んでいくのかということでお答えいただいて、その次にお伺いしたのが、結局、過去の経営効率努力をどういうふうになされていたかというのは、なかなか難しい、やるのだとか、そういう議論があったわけですけれども、そもそも検証体制を構築していくというのが非常に重要だと思うのですね。過去、そして今、査定されていますけれども、そういったもので、未来の料金体系についてどういう検証体制をつくられていく予定なのかということをお聞かせ願えますでしょうか。これは不正事案に限らず重要なことだと思います。

○経済産業省（池田取引監視課長） ありがとうございます。

料金審査と同様、将来の検証というのも透明で納得感のあるものであることが必要だと考えますので、具体的な体制については今後検討していくこととなりますが、今日この場でいただいた御指摘を踏まえながら検討していきたいと思っております。

○経済産業省（新川事務局長） 不正事案については、3月31日に電取委としての報告書を出しておりますけれども、その中で2020年4月以前の状況についても一応調査をさせていただいたという状況になっております。

2016年4月以前についても、各社聞き取りの範囲で、アクセスログが残っていないという会社がほとんどでございますので、今回、不正閲覧事案について我々の調査において武器となったアクセスログそのものがないということだと限界はあったわけですが、それでも念のために確認をさせていただいて、報告書を取りまとめさせていただき、処分についてもそれを踏まえてやったという理解でございます。

それらの話につきましては、先ほど申し上げましたが、内部統制をしっかり監視していくということも含めてやっていきたいと思っております。

カルテルについては、現在、報告徴収をかけて事実関係を確認中でございますので、処分が決まりましたらまた進めていきたいと思っております。

○石橋アドバイザー すみません、1点だけ。

先ほど原子力の購入について、資料の222ページのところに査定の結果というのがあったと御記載いただいています。例えば、ここは通常の稼働であるという前提、消費者と供給者との合意、お互いに信頼関係があるという合意の下になされている範囲での査定であると思います。

先ほどの廃炉の費用というものがこの中に入っているという御説明があったのですが、廃炉の費用は消費者の合意に基づくものなのでしょうかというのが根本的に疑問として湧いてまいりました。

だとすると、消費者との合意に基づく、信頼の範囲内での効率的な経営という判断を監視等委員会さんとして、していただいているということであれば、廃炉の費用、関連する費用というものは既に契約をなされているということに基づいて、その1点でそれが効率的な経営であると判断されるというのは、消費者側として納得するには相応の合理的な理由を御説明いただくことが必要なのではないかと考えます。お願いいたします。

○経済産業省（東取引制度企画室長） ありがとうございます。

先ほど契約書で確認したと申し上げたのが、そもそも建設する段階で、廃炉の後までを含めて費用を負担しますという契約に基づいて、長期の引き取りとその費用をコミットする形でもともとプロジェクトが動いているものばかりでして、そういう意味で、事業者からすると、それは当然動いている、電気が供給される前提で、長期にわたってそういう費用負担をする契約を結んでいるわけですが、現実問題として今止まっているものが多い。

こういう中で、例えば東京電力エナジーパートナーの件で申し上げますと、東京電力エナジーパートナーとしては小売電気事業者として発電事業者にお金を払う契約はある。廃炉まで含めてお金を負担しますという契約はずっと存在していて、これが料金原価に算入することが逆に認められない、合理的な費用ではないとすると、それは電気事業のほうの費用なのだけれども、ずっととにかく赤字を抱え続けなさいということになりまして、これは経営努力でどうにかなるものではなくて、発生した費用は、契約そのものがずっと現にそこにあって、それがあつて、やはり費用負担は発生する。したがって、原価に算入するというのには合理性があるのではないかという考え方でございます。

○経済産業省（池田取引監視課長） もう一点、廃炉の費用という点でいきますと、査定方針案の315ページにありまして、原子力発電施設の解体に必要な費用を引き当てることが義務づけられていまして、要はコストとして計上することが法令によって義務づけられているということになります。

ただ、その点についても、我々、算定が適切かというところは確認しておりまして、323ページのとおり、四国電力の単価が実際に法令によって定められた単価ではなくて、将来の単価を見込んだ料金原価の算定になっていますので、そこについては是正を求めていくところでございます。

○大島オブザーバー 今、議論を聞いておりまして、通常の子原子炉、事故を起こしていない原子炉の廃止措置費用は、当然、一般の発電事業に関する契約としては入ってはおかしくないと思います。

一方、原発事故が発生した責任は、これは各種の訴訟でも最高裁でも東京電力にあったということは認められているところです。ですので、事故の費用に関して、消費者の費用に、要するに料金原価に含めてしまうというのはいささか納得し難いところではないかと私は思います。というのは、最高裁が認めているところだからです。それまで含めて消費者が購入電力を買うに当たって事故の費用まで含めているかということ、そうではないだろうと思われま。

ここは入っているかどうかはよく分からないという話でしたので、またこれは整理していただいて御説明いただければと思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

○経済産業省（新川事務局長） 承知しました。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官） 時間が既に2時間ぐらゐ経過していますので、そろそろ今日のまとめに入りたいと思っております。

議論がいろいろと、特に不適切事案のところはなかなか歩み寄らないというか、平行線であったので、どうまとめていくかということであるのですけれども、まず効率化のところを先にお話をしていくと、経済産業省さんのほうからも過去の検証は難しいという話もございましたし、そもそも電力業界10社が全産業の中でどんな立ち位置に立っているのかも実はよく分からないという議論もございました。

効率化係数の23%、4.2%についても明確な合理的な説明がなかなか難しいという話を、もちろん全要素生産性の向上率みたいなものを取っているという話がありましたけれども、難しいということがございましたので、ここは先ほども大林さんのほうからもありましたけれども、恐らくモニタリング、検証の中でどういうふうにやっていくかということになっていくのだらうと思っております。

むしろ効率化を今後検証していくに当たってぜひこういう点は検証すべきだということが何かアドバイザーの皆様からあれば、宇田さん、あるいは後藤さん、皆様から、こういうところはぜひ検証の中に盛り込むべきだということはこの場で言っていたきたいというのが1つです。

もう一つは、不適切事案の検証については、宇田さんからも、価格は下がっていないということをもって影響がなかったとは言いきれないのではないかと御議論があつて、そこはぜひ検証をという話もございましたけれども、経産省さんとしてはその

検証は難しいということなのか、あるいは検証してみるということなのか、今日アドバイザーさんの方からもろもろ御指摘をいただいた点については今後検証するという
ことなのか、あるいはもうできませんということなのか、そこは少しはっきりしていただ
いたほうがいいかなと思います。

まずは、先ほどの効率化係数のところは、今後の検証に当たってはこういうところを
ぜひ検討して、先ほど宇田さんからは経営者の経営努力みたいところは競争入札であ
ったり、過去の大口の契約の状況を見れば大体分かるのだという御議論がございました
けれども、もしこういうところだけは絶対に見るべきだというのがあれば、それはぜひ
コメントをいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

- 宇田アドバイザー 順番が逆になって申し訳ないのですがけれども、僕は不適切事案につ
いて、基本的な電取委さんのスタンスは何なのかというのをもう一回はっきりしていただ
きたいなど。消費者庁の意見を聞いてまとめましたと言って、そのまま資料などが出
てくるという可能性もなきにしもあらずなので、それはちょっと違うのではないかと
いうのが今日の我々の意見だったのですね。ですから、検証はすべきと。検証できない
のであれば、できないとおっしゃってください。理由もね。

曖昧にしないでおいていただきたいなというのが私のまず2番目のところに対して、
これはまずは御意見を伺いたいところなのですよ。

- 経済産業省（新川事務局長） ありがとうございます。

まず、そもそも我々が何に対する影響、不正事案のというのはそのとおりなのですけ
れども、何に対する影響を検証したかというのと、規制料金に与えた影響について検証し
ています。

そういう意味では、特別高圧や高圧の需要家への影響を検証したわけではなくて、そ
もそも独占禁止法の課徴金制度というのが、そこが難しいから一定の数字を掛けて課徴
金を決めているということだと思いますので、そこについて我々が今検証しているわけ
ではなくて、規制料金への影響という意味で、その影響はどうなのかということを考え
てみたということでございます。

これはもう今さらでございますけれども、課徴金などが原価に入っていないというこ
とについて確認しているというのは御承知の上でお話しされていると理解しておりま
すけれども、そうは言っても、コストの高止まりという意味での影響は、そういった懸
念があるということについては否定できないと思っておりますので、経営効率化につ
いて厳正に審査をするという考えに至ったということでございます。

- 宇田アドバイザー 繰り返しされたと思うのですがけれども、要するに、検証すべきだ
とは思いますが、実際にはできなかったということなのではないですか。

規制料金への影響というのは、確かにコストの高止まりというのはあるかもしれない
けれども、しかしながら、それが具体的にどういう関係があるかということについては

電取委さんとしては明確にできなかったということでもいいですか。

- 経済産業省（東取引制度企画室長） 有識者会合の場で議論しまして、その限りでは間接的にも影響が確認されなかったということだと理解しております。

おっしゃるとおり、それがもう全くないのかということだとすると、そこは言い切れないかもしれないので、先ほど申し上げたように、結論として料金原価に乘せさせないということがゴールだと理解していますので、そこをしっかりと査定することで確保したいという考え方であります。

これはどこに向かう作業なのかということですが、今、新川からも申し上げたように、カルテルがあったことを否定したわけでは全くないですし、当然それはあった、大変遺憾だと思っていますし、その処分もそうですし、制度の改善も必要だと思っています。

ただ、あくまでこれは規制原価の適正性を議論するプロセスだと理解していますので、その中で、我々が検証した限りにおいては確認されなかったのだけれども、そういう御指摘、本当はあるのではないかという疑念が残っているので、そこはしっかりそれが波及しないようにやるというのが今回のゴールだと考えて、こういう査定方針案をお示しているものだとということです。

- 宇田アドバイザー そこには論理的なロジックはないわけですよ。要するに、あるかもしれないからちょっと厳し目にやっておきますということに関して、その両者に関しての関連はないということでもいいですか。

- 経済産業省（東取引制度企画室長） 規制原価というのが適正な水準である、あるいは経営効率化を求めるといのは、電事法の規定に基づいてそういう考え方でやるものですので、もとよりそういうことなのですから、こういう御指摘を受けて、なお一層、厳格、丁寧に審査をしたということだと思います。

- 宇田アドバイザー それがパーセンテージで、そのレベルなのか、それでいいのか、それが厳しめなのかどうかということさえも分からないというのは今日の議論であったと思うのですよね。皆様からしてみると厳しめに見ましたと言うかもしれないけれども、厳しめというのはそうなのですかという質問には答えられていないわけですよ。

ですから、今日のお話を伺っていて、もし検証できたのだとしたら、もう少し具体的な御説明があったはずだし、それが前回、前々回の御説明から変わっていないということは、その関係は解明できなかったということだと理解をしたいと思います。よろしいですね。

そうすると、今後検証すべきであるというさっき片岡さんの1番目なのですから、これは果たして検証能力はあるのかと。こういう点は検証したほうがいいですよと申し上げても、申し訳ないけれども、そういう検証能力があるのですかというところはやや疑問であるという感じなのですよね。

このデータを見せていただいたときに、こういうところが不明ではないかということ

をさんざん申し上げたけれども、当初から一切変わっていないのですよ。だから、私は今後検証すべきであるというところを申し上げることもかなりむなしいなということです。

ただ、消費者の立場として見れば、もう少しこういう点をということで言えば、先ほどこからここで議論があったような、もう少しミクロの点とか、経営の判断とか、経営個社の数字とか、経営のそれぞれごとの計数とか、こういったものを御覧になると、効率化はどのなのだろうかということがもう少し分かると思いますので、横通し比較もあるかもしれませんけれども、個社の中にももう少し入られたらどうですかということは思います。

それにしても、今日のお話の中では私は十分納得したという感じは全くないのですけれども、今日いろいろなところで見ていただいている方がどう思われるかということもそうだし、それから検証はできたか、できなかったのかという点については、なかなか難しかったという御判断なのだなど理解をいたしました。

私は以上です。

○後藤オブザーバー まず効率化の評価に関してですけれども、例えばこういうふうに見ることができないかということで、一つの案として聞いていただければと思います。

恐らく電力会社の費用を分解するというところから入るのだと思いますけれども、そのときにいわゆる財務諸表に載っている切り口ではなくて、工事種別や、設備にひもがついているもの、設備単位で見ていくとか、恐らく電力会社固有のふさわしい見方があるはずだと思います。それらを積み上げていって、かつ、それらの一つ一つの単位に関して、過去から単価と数量がどのように変化しているのかということから始めるのが最初の着手点ではないかなと思います。

その上で、過去から必ずしも競争環境にさらされていなかった業界なわけですから、過去からの数字の推移の中に正解があるとも思わないのですね。そうすると、正解を求める旅を何かしら始めなければいけなくて、それはとりもなおさず市場の効率を達成したときにどうなるのか、こういうことを実験的に得てみるということだと思えるのですね。

具体的には、これまで形式的に競争入札をしていたのだけれども、形式ではなく実質的な競争入札を試みる。実質的にサプライヤーさんに競争してもらおうというような場面を設定して、本当に競争が起こったときに単価や数量がどのようになるのかということを実証してみることが大事なのではないかと思います。これは、先ほどの例で100円の鉛筆が96円という話ではなくて、大どころのサプライヤーさんからやっていくのが常套手段なのだろうなと思います。

その上で、よく二八の法則というような言い方をしますけれども、全体の2割の種目を見て8割の費用の説明がつくのであれば、まずはそれをもって一定の評価に耐え得るのではないかと思います。これ以上先はかなりテクニカルになるので、ここまでにいたしますけれども、何かしら実験的なことをやる必要があるのではないかと考えております。

す。

○経済産業省（新川事務局長）　ありがとうございます。

今おっしゃったような実験的なことという意味では、IPPを初めて導入したときがまさにそれに近い状態だったと思っております。

電力会社はそれまでも効率的な調達をしていますとさんざん言っていたと理解しておりますが、IPPで、どこということは申し上げませんが、大きな発電所でも非常に効率的な調達ができたということを事実として電力会社が認識するに至り、そこからどうしてその会社がそれだけ効率的な調達ができたのかということの分析が始まり、電力会社においても、大きな発電所といってもきちんと安く調達するためにどうしたらいいのかという工夫が行われていると思っております。

ただ、後藤アドバイザーが御指摘のとおり、まだ自由化から日が浅いと私は申し上げたくはなくて、小売の自由化は2000年から開始しておりますので、もう23年たっております。そういった中でも、小売の全面自由化という意味では2016年からでございますので、まだいろいろな意味で変わりつつある業界であると思っております。今御指摘の実験を改めてということではないと思いますが、調達が効率的になっているのかということについてはしっかりとフォローアップしていく必要があると考えております。ありがとうございました。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官）　ほかに何か言い残された方はおられますか。よろしいでしょうか。

それでは、次回の会合を持つか、持たないかも含めて少し中で議論させていただいて、またお知らせしたいと思います。

今日は長時間、どうもありがとうございました。プレスの方もどうもありがとうございました。

以上